

「生涯学習教育」— 教員養成課程の場合(3)

— 各論：教職大学院, 免許状更新講習, 一般公開講座 —

宮下 英明

北海道教育大学岩見沢校

Lifelong Education in The Case of Teacher Training Course (3)

— Particular Discussion on the Current Topics —

Hideaki MIYASHITA

Iwamizawa Campus, Hokkaido University of Education

Abstract

The current topics of 'lifelong education' at the teacher training course of the Japanese national university are the graduate course of professional development for education, the course for teacher license renewal, and the extension lecture for citizens. The university top, with the concern of 'university evaluation', takes them indispensable. In fact, however, those 'lifelong education' badly lack reason.

Keywords : 教員養成課程 (teacher training course), 教職大学院 (graduate course of professional development for education), 免許状更新講習 (course for teacher license renewal), 一般公開講座 (extension lecture for citizens)

『「生涯学習教育」—教員養成課程の場合(1)』では、国立大学教員養成課程での「生涯学習教育」の状況を論じ、『(2)』では、「生涯学習教育」課題化の方法を論じた。本論考では、各論として、教職大学院, 免許状更新講習, 一般公開講座について論じる。章・節の番号も『(2)』から続く連番とする。

5. 各論

5.1 公開講座・授業公開：北海道教育大学の場合

北海道教育大学では、生涯学習教育センターが大学の公開講座・授業公開のプロデュース役を担当する。大学の分校のなかには公開講座・授業公開を義務化しているところがあり、またそうでないところもあるので、センターからの公開講座・授業公開実施指示は「協力依頼」の形になる。ただし、つぎのような文言を用いて「義務」の雰囲気形成を行う：

「本学の大学憲章に、社会貢献に関する目標として「北海道における学術・文化の創造を推進する拠点として、地域社会に有益な情報を発信し、広く学びの場を提供する。」と定めており、その一環として公開講座のより一層の充実を図る必要がありますので……」

「授業公開講座については、すべての教員が前期または後期に開講することを原則としたキャ

ンパスもあるので、……」

札幌校は、公開講座の義務化および授業公開の原則化を定めている分校である。センターからの公開講座・授業公開実施指示は、長がリレーして教員に伝える。そして、このときの通知文において、改めて「義務」が強調される：

「札幌校における公開講座の取り扱いについては、平成18年7月の教授会及び平成19年1月の教授会において、地域活動委員会から一般公開講座の輪番制及び札幌校専任教員の授業公開講座開設について申し合わせがあり、了承されているところです。」

「[公開講座についての申し合わせ内容]

1. 一般公開講座の輪番制について

一般公開講座の輪番制を専修単位で、前後期各1専修の割り当てで実施する。なお、輪番制により担当する専修以外でも、希望により開設することができる。

2. 授業公開講座の担当について札幌校専任教員は、原則として、毎年、前後期のいずれかで、1講座は授業公開講座とする。

輪番制で担当をつくっているということは、輪番制を導入しなければなり手がいないことを意味する。授業公開講座の原則化を文言にしているということは、原則化しなければなり手がいないことを意味する。自然発生的になり手が出来来ないということは、何を意味するか？実施が必要だが、教員に余裕がないということか？教員の意識が低いということか？そうではない。教員が「無意味」を認識しているということである。

「必要とされているから、これに応える」というのではない。必要のないところに、無理矢理つくくる。必要のないところに無理矢理つくったものには、当然人は集まらない。そこで「動員をかける」も、手法の一つとして採らねばならなくなる。本末転倒である。この本末転倒を、教員は認識している。ただし、「無意味」を知っているが、担当せよと言われたらこれに従う。「裸の王様」の民衆の役を肅々と演じるわけである。これは、大学のモラル・ハザードと言うべきものではないのか？そうである。

5.2 教職大学院

○教育的意義・必要性は？

結論から言うと、「教職大学院」を立てる意味はない。すなわち、「教職大学院」を現行の教員養成の大学院と別立てする意味はない。別立てする意味のないものを立てるとき、それは最初から形骸化する。「教職大学院」の考え方の一つに、「現行の教員養成大学院が役立たずだから別の大学院をつくる」というのもあり得る。しかし合理的な考え方は、「現行の教員養成大学院を役立たずでないようにする」というものである。

「教職の専門性」の現前の問題は、教員の資質・能力の全体的レベルである。すなわち、「教員の資質・能力を全体的に底上げする」が課題である。この課題に応ずる形は、「教職大学院」ではない。そもそも「教職大学院」という形で対応しなければならない現実的な問題とは何か？そのようなのは存在しない。実際、「教職大学院」の課題化は、必要から起こったのではない。「何か＜改革＞をつくりなさい」から始まった。「改革」の項目を探し、例のごとく真似できるものをアメリカの大学に求める。その中に「教職大学院」がある。こんなわけで、「教職大学院先ずありき」から始まった。そして、その「必要性」を考え出す作業に進んだ。参考：中央教育審議会専門職

大学院ワーキンググループ ([2])

○需要があるのか？（需要の一般状況）

教育内容で見れば、「教職大学院」は教員養成系大学院と区別がつかない（§ 4. 2. 4 教育的意義・必要性は？）。よって「教職大学院」は、大学にとって複雑な取り組みなる。そしてこの複雑さは、（いまも既にそうだが）将来大きな負荷になってくる。（「二兎を追う者は一兎をも得ず」）併せて、需要のないことが誰の目にも最初から見えている。——「教職大学院」成算の思惑では、つぎの仕掛けが頼みの綱になっている：

1. 入口・出口の敷居の低さ（入試筆記試験なし、修論なし）
2. 学部生も受験できる（従来型大学院ではなく教職大学院を受験）
3. 授業料補助（大学基金から支出）（参考：『「大学基金」異論』〔1〕）
4. 教育委員会との連携

参考：道教育大と道教委、「教職大学院」で覚書（読売新聞,2007-05-29）〔9〕, 道教育大「教職大学院」札幌など3校で開講へ（読売新聞,2007-11-30）〔10〕, 「教職大学院の人気低調, 国立の約半数で募集定員下回る」（日経新聞,2008-01-27）〔11〕

○収支計算は？コスト対パフォーマンス比は？

走り出してしまった「教職大学院」をチェックする指標は、コスト対パフォーマンス比である。したがってこれをきちんと算出し、把握できるようにする必要がある。また、起ち上げに至るまでに要したコスト（多くは個人の時間と労働量（見えないコスト））も、いま改めて算出しておくことが今後の役に立つ。

○投資の場合、成算の根拠・撤退の想定は？

教職大学院を起ち上げるのは、すでに需要の点で、不合理である（参考：「教職大学院の人気低調, 国立の約半数で募集定員下回る」（日経新聞,2008-01-27））。国立大学の場合、このような課程の「赤字・黒字」の計算をどう考えるか難しい点があるが、少なくとも教職大学院は定員を充足できず、「定員を充足できない」を「赤字」とすれば、教職大学院は赤字経営をずっと続けることになる。註：教職大学院の定員を充足できない国立大学は、定員充足実現の方策として、つぎに授業料優遇（特に、免除）措置の導入に進む。この段になると、「赤字」が明確に見えることになる。

教職大学院は、一旦始めると、だれも終わらせることができなくなる。有名無実の体（てい）で、続けられる。しかし現実には、教職大学院がこのようなものであるのに、教職大学院を起ち上げる国立大学が出てくる。「行政から降りてきたことなので間違いないのだろう」「始めればなんとかなるのだろう」でやってしまう。

既にやってしまったところは、せめてつぎの失敗学を胸に刻んで、この経験を将来に活かすようにするしかない：渦中に居る者は、必ず視野狭窄に陥り、「行政も（行政こそ）＜流行り＞でフラフラする」が見えず、そして、自分の「思惑先行」が見えない。

○どのような教員組織になる？

教職大学院の教員組織は、法（平成15年文部科学省告示第53号）が定める形でほぼ一意に決まっ

てしまう。——法は、つぎの項目の内容を定める：1.「専任教員」（専任教員、専任兼任教員、実務家教員、みなし専任教員）の内訳；2.「兼任教員」（学外非常勤教員）の内訳；3.専任教員に占める教授の比率；4.専任教員に占める実務家教員の比率。

ここで、「実務家教員」とは「平成15年文部科学省告示第53号第2条第1項に規定する実務経験と実務能力を有する者」。「みなし専任教員」とは「実務家教員のうち、同告示同条第2項の規定により専任教員以外の者であっても専任教員とみなされる者」。

平成15年文部科学省告示第53号

第2条 前条第1項の規定により専攻ごとに置くものとされる専任教員の数のおおむね3割以上は、専攻分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者とする。

2 前項に規定するおおむね3割の専任教員の数に3分の2を乗じて算出される数(小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入する。)の範囲内については、専任教員以外の者であっても、一年につき六単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の専門職学位課程を置く組織の運営について責任を担う者で足りるものとする。

専任教員数は、同告示第一条（専攻ごとに置くものとする専任教員の数）でこれの算出方法を定めている。——既存修士課程（教員養成系）学校教育専攻の研究指導教員数の2倍くらいでよしとなる計算である。そして、これの3～4割が実務家教員になる。実務家教員を除く専任教員（「専任教員（狭義）」）は、大学での人員やり繰りの実状からみて、兼担ということになるだろう。

○組織への影響は？

教職大学院は、スタートしたときから定員充足や採算といった経営的問題を抱えることになるようなものであるが、閉じた系であるので、その中の問題が組織の根本（精神文化のような）に影響することはあまり考えられない。一方、「教職大学院と修士課程（教員養成）との棲み分け」が自ずと課題になり、これは修士課程（教員養成）を改めて見直す契機になる——特に、兼担の専任教員の場合。この意味では、既存の修士課程（教員養成）に好影響を及ぼすことも考えられる。

5.3 免許状更新講習

○教授/学習形態は？

「教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律」(2007-06-20) ([6])により、教員免許に有効期間10年が設けられ、免許更新では「免許状更新講習」が課せられることとなった（施行日：2009(平成21)-04-01）。そして、教員養成系大学・学部が「免許状更新講習」を行う主たる場になる（同第九条の三）。

「免許状更新講習」は、現行の「10年経験者研修」（2003（平成15）年度から開始；出席するだけでよい研修）と同じにはできない。すなわち、「講習」は、更新の可・不可をアウトプットする研修であるので、研修の成績評価を「教員としての資質・能力の評価」として出すことになる。したがって、研修の内容も、「教員としての資質・能力を測るもの」として組み立てねばならないものになる。

「講義のみではなく、事例研究や場面指導、グループ討議のほか、指導案の作成や模擬

授業等を取り入れたりするなどの工夫を図ることが必要」

（『今後の教員養成・免許制度の在り方について（答申）』（2006-07-11）（〔7〕））

また、10年ごとの免許更新ということになると、単純計算で「10年経験者研修」の3倍の数の研修生を大学は受け入れることになる。以上の理由から、教員養成系大学・学部の「教員研修」は、「免許状更新講習」で目一杯になる。

○教育的意義・必要性は？

「免許状更新講習」は、免許更新の可・不可をアウトプットする講習である。しかしこれを転ずると、「教員免許は、大学を主たる場とする30時間講習でその更新の可・不可を決定するようなもの」ということになってしまう。本当はどうなのか？は、敢えて言うまでもない。——本当は、「教員としての資質・能力は、30時間講習で表す/表されるものではない」である。理屈の立たない制度は、最初から形骸化する。

参考：中央教育審議会教員免許制度ワーキンググループ（〔3〕）

○需要があるのか？（需要の一般状況）

「免許状更新講習」は制度とされた。したがって、「需要」は問題にならない。これが問題になる形は、「実施能力・体制づくり」である。

○収支計算は？コスト対パフォーマンス比は？

「免許状更新講習」では、現行の「10年経験者研修」のように実施時期をバラバラにとるようなことはできなくなる。実際問題として、講習の時期は一つしかない。すなわち、公立学校の夏季休暇期間から国民行事5.各論5.3免許状更新講習の数日を除いた部分である。大学教員はこの期間をつくるために本業を調整し、講習を行う。したがって、「免許状更新講習」のコストの問題は、ほぼ個人の時間と労働量（見えないコスト）の問題になる。一方、このコストに対するパフォーマンスについては、そうとうがっかりしなければなるまい。実際、「免許状更新講習」に対しては、免許更新の可・不可を決めるもののように、だれも考えていない（この制度化を進めた行政も含めて）。「不適格者」は「講習」で判決できるものではないから、「講習」は「不適格者」を出さない。それは、出席するだけでよい免許更新講習になる。——始める前から形骸化している。

○どのような教員組織になる？

北海道の本務教員数（平成16, 17年）は、つぎの表のようになっている（『日本の統計2007』22.教育（〔8〕））。これを10で割った数の教員が、毎年「免許状更新講習」を受ける。（ただし、「複数種別の免許を持っている者に対しては、どうするのか？」という問題があるが、これは考えないとして。）

幼稚園	4852
小学校	20063
中学校	12674
高等学校	12319

教員養成系大学・学部が、この講習を行う主たる機関ということになっている。大学はこの講習に対応して教員を組織するが、受講者数、講習時間、そして実施期間（公立学校の夏季休暇期間）の制約から、教員組織の形・内容はほぼ一意に決まる。

「免許状更新」は、行政の「改革」会議で、勢いで出てきたものである。当初は「5年ごと」という意見もあった。ところが、実施を考える段になると、「とてもできるものではない」「形だけのものになる」ことがすぐにわかってくる。そしていまは、中央教育審議会の担当ワーキンググループ（「教員養成部会教員免許更新制等ワーキンググループ」）の中でも、内容的な撤退を始めている。実際、つぎは同ワーキンググループ第1回（平成19年10月3日会議）配付資料3『教員免許更新制の運用についての検討経過（案）』（[4]）の一部であるが、この文章の基調は、「＜なんでもあり＞にしないと、とても実施できるものではない」：

免許法第9条の3第1項第1号に規定する講習の内容は、次に掲げるものとする。（別紙参照）

(1)教育の最新事情に関する事項

(2)教科指導、生徒指導その他教育内容の充実に関する事項

(1)は「教職についての省察」「子どもの変化についての理解」「教育政策の動向についての理解」「学校の内外での連携協力の重要性についての理解」をその内容とし、その具体的内容については、文部科学大臣が示すこ5. 各論5. 3免許状更新講習ととする。（特に(1)の具体的内容と時間数）

先述のとおり、講習は全教員に共通に必要な課題を取り扱うものであることとなっているが、教員のニーズに合った講習を実施するためには、共通の課題を扱うこととしつつも、多様な講習が開設され、受講者である教員に幅広い選択肢が提供されることが望ましい。

また、30時間という限られた時間の中で、一定程度内容面で深みを持たせ、また、実益のある講習を実施するためには、全教員が受講する内容を全て統一することとするのは必ずしも効果的でない。むしろ、全教員が必ず受講すべき事項を明示しつつ、その他の必要な事項については、講習の内容についても教員が選択し受講することができるよう取り扱うことが適当である。

全教員が必ず受講すべき事項は、平成18年7月の答申を踏まえ、「教職についての省察」「子どもに関する理解」「教育課程等の動向等」「校内外での連携協力」とすることが適当である。

学校種・教科種等に応じた内容を取り扱う「教科指導、生徒指導その他教育内容の充実に関する事項」として位置づけるべき事項は、全教員に共通の課題ではあるものの、教科種により具体的なニーズの異なる各教科の指導法やその背景となる専門的内容、生徒指導等、幼児・児童・生徒に対する指導力に係る各論的な内容を中心にを取り扱うこととすることが適当である。

具体的な内容については、その時々が必要と認められるものについて、毎年検討を行うこととし、その都度周知を図ることとすべきである。

また、30時間の講習の内訳として、全教員が必ず受講すべき事項である「教育の最新事情に関する事項」については12時間、また、学校種・教科種等に応じた内容を取り扱う「教科指導、生徒指導その他教育内容の充実に関する事項」については18時間とすることが適当である。

（傍線：筆者）

同じ基調（「＜なんでもあり＞にしないと、とても実施できるものではない」）は、中央教育審議会初等中等教育分科会の教員養成部会（第49回、2007-07-13）の『教員免許更新制の運用についての検討資料』（[5]）にも、見ることができる：

講習の時間は、30時間以上とする。

（法第9条の3第2項）

講習の開設は、30時間以上とされる講習の課程の全部又は一部について、認定。

(法第9条の3第1項柱書及び同項第1号)

[注] 法第9条の3第1項柱書及び同項第1号の規定により、各大学等は、30時間以上にわたる講習の「全部」を開設する必要はなく、その「一部」を開設すれば足りる。

その結果、教員養成系以外の一般大学等が、それぞれの教職科目・教科専門科目を担当する各教員の得意分野を生かして、例えば、「理科教育法」「教育相談」等の比較的狭いまとまりで講習を開設することができ、多くの大学の参加が可能となる。

その他国会審議で具体的方針を示したものの講習は学校種、教科種等に応じたバリエーションを確保し、各人による選択受講を可能とする。開設される講習の一覧は、文部科学省HPに掲載し、受講者の選択に資する。
(傍線：筆者)

この上に、30時間の講習でどれほどのことができるか？の問題がある。「教育の最新事情に関する事項」に12時間、「教科指導、生徒指導その他教育内容の充実に関する事項」に18時間としていますが、時間割に表してみると右表のようになる。教員養成系以外の大学も多く参加する体制でこの講習を実施するとし、さらに、インターネットでの受講もありとする。

	月	火	水	木	金
10:00 - 11:30	●	●	●	●	●
昼 休 み					
13:00 - 14:30	●	●	●	●	●
14:40 - 16:10	●	●	●	●	●

●：教育の最新事情……

●：教科指導……

免許更新制度の当初の意図は、「免許状更新講習で教員としての資質・能力を評価し、不適格者に対しては免許更新をしない」である。このためには、試験が伴わねばならない。

そして、「免許更新試験」の意味をもつ試験ならば、それは共通のものでなければならない。そして、共通の試験を課せるためには、講習も一定でなければならない。ところが、これはできごとでない。免許更新制度実施のワーキンググループ自身が、これを認めている。免許更新制度は、始まる前からすっかり破綻しているわけだ。「免許状更新講習」は2009年度から実施となっているが、この先まだどうなるかわからないと考えておいた方がよい。

○組織への影響は？

免許状更新講習は、「何でもあり」講習になる。(§4.4.1 どのような教員組織になる?) 実際、大学は、「何でもあり」ということで、はじめてこれを引き受けることができる。(講習内容に責任をもたされるのであれば、引き受けられるものではない。) このとき免許状更新講習は、大学にとっては、「めんどろだが、責任のない外的業務(アルバイト)」というものになる。

このような位相の免許状更新講習は、大学の組織の根本に影響するものにはならない。この導入で影響されるのは、大学ではなく、国の方である。すなわち、形だけのものであることをみなが承知の免許状更新講習は、各員は<偽>を知っており組織としてはこれを<真>とする「裸の王様」である。「裸の王様」は、組織のモラル・精神文化の低下をもたらす。特に、免許状更新講習の場合は、国の教育のモラル・精神文化の低下をもたらす。

5.4 一般公開講座

○教育的意義・必要性は？

「法人化」前の国立大学の場合、公開講座は教員が自発的に行うものであった。すなわち、教育ないし研究上必要があるから、行われた。法人化になると、公開講座開設が強いらられるようになる。「公開講座」が箱になる——これを埋める授業をつくるのが迫られる。(本末転倒!) 国

立大学の「法人化」では、「公開講座をやっていない大学はダメな大学」の風潮（集団心理）がつくられた。教員も、最初からムードに流されてしまう。本当なら、「必要だからやっているのか？それとも、本末転倒でやっているのか？」の問いを自ら立てること——この地点（正気）に先ず戻ること——ができればならない。しかし、この問いがあるということさえ、思い浮かばなくなる。

参考：公開講座・授業公開：北海道教育大学の場合（§ 5. 1）

○需要があるのか？（需要の一般状況）

「法人化」の国立大学は、公開講座をやっていないとダメな大学にされる。この強迫感があると、公開講座は(1)「公開講座先ずあきり」と(2)思惑 ("If we build it, they will come.") で立てられるようになる。——(1)教育的意義・必要性和(2)ある程度確かな需要観測をもとに公開講座を考える、という姿勢はなくなる。

公開講座の本来のものは、「教員の自発による公開講座」である。これは授業者個人の裁量であるので、「教育的意義・必要性」は公開講座が問われる形にはならない。この場合の問題の形は、主に「収支計算・コスト対パフォーマンス比」である。この形で問題になったときに「思惑先行」が言われることになる。(§ 4. 3. 2 収支計算は？コスト対パフォーマンス比は？) 一方、トップダウンで降りてくる「大学評価のためにする公開講座」の場合は、「教育的意義・必要性」は別の意味で問われない。すなわち、この場合には、「教育的意義・必要性」は最初から考えられていない。「実施」の形づくり（大学評価に対するアリバイづくり）だけが求められている。

○収支計算は？コスト対パフォーマンス比は？

公開講座は、基本的に、教員が個人裁量/自己責任で行う。そして教員が個人裁量/自己責任で行う公開講座の場合は、コスト対パフォーマンス比は自ずと妥当なものに落ち着く。コスト対パフォーマンス比の問題発生は、例外的としてよい。コスト対パフォーマンス比の問題が発生するのは、公開講座が組織的に取り組まれる場合である。このときは、「見えないコスト」（個人の時間と労働量）と収支計算に現れるコスト、そしてこれに対するパフォーマンスを、厳格に問題にしな5. 各論 5. 4 一般公開講座ければならない。

公開講座は「やることが善」ではないのだが、「大学評価」に狼狽して点取り主義に走ると、「やることが善」になってしまう。そしてこの場合、コスト対パフォーマンス比が考慮の外に置かれるようになる。

○どのような教員組織になる？

本来、公開講座は教員個人の裁量と自己責任で行うものである。この場合、「どのような教員組織？」の問題は生じない。「法人化」の国立大学では、大学主催の形で公開講座を組織することを「大学評価」のポイントと見なす傾向が出てきた。そして、公開講座実施がトップダウンで進められるようになった。しかし、トップ主導の公開講座は、始める前から形骸化する。誰でもいいからなり手を決め、公開講座実施の形にもっていく。形がつくられればよい——内容はどうでもよい。

この「大学評価のためにする公開講座」は、軌道に乗るのか？軌道にのせるべきか？決して軌

道にのらないし、軌道に乗せるべきでない。そして、公開講座であれば、トップ主導であっても<しがらみ>はつくりされない。よって、「やめる」を決めればやめられる。

こういうわけで、「大学評価のためにする公開講座」では、「どのような教員組織？」は問題にならない。やめるべきものであり、そしてやめられるからである。

○組織への影響は？

まず、公開講座は、規模としては小さいものであるが、組織の精神文化への影響は小さくない(大きい)。すなわち、公開講座の内容は、大学の教育内容に対する雰囲気をつくる。

教員個人が自分の裁量・責任で行う公開講座は、大学が命としている「個の多様性」の一つの要素である。(大学は「個の多様性」の現れであり、「個の多様性」が大学の命。)

教員個人が自分の裁量・責任で行う公開講座に対して、大学執行部が組織する公開講座がある。これは<政治>である。すなわち、「大学の教育内容に対する雰囲気・指向性づくりのために公開講座を用いる」という「改革」の戦略が立つ。——大学の精神文化を「改革」する事業の構想において、公開講座は費用対効果比の優れたものに見えるわけだ。それは、公開講座を「コマーシャル/プロパガンダ」として用いるということ。

実際、「法人化」の国立大学は、公開講座の運営を「改革」の要目の一つに数えている。公開講座が「大学評価」のポイントになると考えているためであるが、このこととあわせて、大学の精神文化の「改革」に公開講座が「コマーシャル/プロパガンダ」として使えるという意識・無意識がある。大学執行部が公開講座を主導するとき、これの組織への影響の形は、<政治>の独走である。——一般に、組織執行部は自分を<無謬の者>にして政治する。そして組織は、雰囲気に弱く、雰囲気で動く。一旦動くと、惰性になる(惰性にストップがかからない)。惰性は、「身動きができなくなる程に被害・損害が大きくなる」に至って、はじめてストップがかかる。

6. おわりに

北海道教育大学の教育研究評議会が作成した『教育実績の自己評価の導入』(2007-12-12) ([12])に「教育実績の自己評価の意義」がつぎのように述べられている:「教育と研究と社会貢献は大学の三大責務であり、どれか一つだけを重視することはできない。教員の意識改革を行い、本学の教育目標を達成するために、教育の自己評価を行う。」この文言をつぎのように一部変更すると、これは「法人化」の国立大学に対する「大学評価」の文言になる:「教育と研究と社会貢献は大学の三大責務であり、どれか一つだけを重視することはできない。国立大学の意識改革を行い、わが国の教育目標を達成するために、教育の国立大学自己評価を行う。」

「法人化」になって国立大学が課題化するようになった「生涯学習教育」は、この文言の「社会貢献」から出てくる。「教育と研究と社会貢献は大学の三大責務」のオリエンテーションは、つぎのロジックによって退けられる:「あなたがたは、カテゴリー・ミステイクをしている;教育と研究が社会貢献」である(自分の持ち分をきちんとやることが社会貢献である);教育と研究を社会貢献とする論を自ら立てられず、社会貢献を別立てするから、邪道を歩む羽目に陥ってしまう。」

本論考は、このロジックをとる立場から、教員養成課程における「生涯学習教育」の意義を論じてきた。すなわち、「生涯学習教育」は「教育と研究」の中に位置づく限りにおいて意味があるとし、そのような「生涯学習教育」がどのようなものになるかを一般的に考察した。併せて、現

実の「生涯学習教育」がこれと比較してどうであるかを、「教職大学院」「免許状更新講習」「一般公開講座「授業公開」を取り上げて、見てきた。

「法人化」の国立大学は、「大学評価」に狼狽して、「生涯学習教育」に対する真面目なアプローチを捨ててしまう。大学執行部は、実績の速成を政治的に考えることを「正しい」ことだと思い、「教育と研究」と「社会貢献」のカテゴリー問題をうっちゃったまま、「生涯学習教育」の施策を思惑先行で進める。この結果は、「空虚な生涯学習教育」。大学教員の方は、この<空虚>を肌で感じる。このような状況で、大学教員がとるべきスタンスは？大学教員が本領とする学術の方法論に立ち返ることである。そしてそこから、「生涯学習教育」の真面目な論を再び起こすことである。

参考文献

- [1] 宮下英明, 2001: 「大学基金」異論,
http://justice.iwa.hokkyodai.ac.jp/book/university_fund/
- [2] 中央教育審議会専門職大学院ワーキンググループ,
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/
- [3] 中央教育審議会教員免許制度ワーキンググループ,
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/
- [4] 中央教育審議会教員養成部会教員免許更新制等ワーキンググループ, 2007, 『教員免許更新制の運用についての検討経過 (案)』,
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/siryu/037/07101208/003.htm
- [5] 中央教育審議会初等中等教育分科会の教員養成部会, 2007. 『教員免許更新制の運用についての検討資料』, http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/gijiroku/002/07071904/003.htm
- [6] 2007, 「教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律」,
http://www.mext.go.jp/b_menu/houan/kakutei/07051401.htm
- [7] 中央教育審議会, 2006, 「今後の教員養成・免許制度の在り方について (答申)」,
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/07062504/002.htm
- [8] 総務省: 『日本の統計2007』 22. 教育, <http://www.stat.go.jp/data/nihon/22.htm>
- [9] 読売新聞, 2007-05-29, 道教育大と道教委, 「教職大学院」で覚書,
<http://www.yomiuri.co.jp/kyoiku/news2/20070529wm01.htm>
- [10] 読売新聞, 2007-11-30, 道教育大「教職大学院」札幌など3校で開講へ,
<http://www.yomiuri.co.jp/kyoiku/news2/20070529wm01.htm>
- [11] 日経新聞, 2008-01-27, 教職大学院の人気低調, 国立の約半数で募集定員下回る,
<http://www.nikkei.co.jp/news/shakai/20080127AT1G2503Q26012008.html>
- [12] 北海道教育大学教育研究評議会, 2007-12-12, 教育実績の自己評価の導入,
http://justice.iwa.hokkyodai.ac.jp/data/2008/01/22_1/doc/form.pdf